

監 査 公 告

定例監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査（フォローアップ監査）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

米沢市監査委員 森 谷 和 博

米沢市監査委員 太 田 克 典

第1 監査の対象

- (1) 産業部農林課の平成31年4月5日から令和元年12月31日までの財務事務及び関連事務の執行状況
- (2) 教育管理部社会教育課の平成31年4月8日から令和元年12月31日までの財務事務及び関連事務の執行状況

第2 監査の期間

令和2年1月17日から令和2年3月6日まで

第3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

第4 監査の講評

- (1) 産業部農林課について令和2年3月6日に当該執務室で行った。
- (2) 教育管理部社会教育課について令和2年3月6日に当該執務室で行った。

第5 監査の結果

(1) 産業部農林課

提出された資料等に基づき、前回定例監査講評内容等に係る事務改善状況等を確認した結果、おおむね適正に事務改善されているものと認められた。

(2) 教育管理部社会教育課

提出された資料等に基づき、前回定例監査講評内容等に係る事務改善状況等を確認した結果、おおむね適正に事務改善されているものと認められた。